

環境影響評価書案

—世田谷清掃工場建替事業—

平成13年3月

東京二十三区清掃一部事務組合

1. 事業者の名称及び所在地

名 称：東京二十三区清掃一部事務組合

代 表 者：管理者 西野 善雄

所 在 地：東京都新宿区四谷三丁目3番地1

2. 対象事業の名称及び種類

事業の名称：世田谷清掃工場建替事業

事業の種類：廃棄物処理施設の設置

3. 対象事業の内容の概略

本事業は、東京都世田谷区大蔵一丁目にある既存の清掃工場(昭和43年度しゃん功、施設規模900トン/日)を、ダイオキシン類の発生抑制を図るため建替えをするとともに、灰溶融施設を設置するものである。なお、煙突は既存のものを使用する。

事業内容の概略は表3-1のとおりである。

表3-1 事業内容の概略

所 在 地	東京都世田谷区大蔵一丁目1番1号	
敷 地 面 積	約32,000m ²	
工事着工年度	平成14年度(予定)	
工場稼働年度	平成18年度(予定)	
処理能力	焼却炉	可燃ごみ 300トン/日 (150トン/日・炉×2基)
	灰溶融炉	灰 120トン/日 (60トン/日・炉×2基)
主な建築物等	工 場 棟	鉄骨鉄筋コンクリート造(一部鉄骨造) 高さ:約31m
	煙 突(既存)	外筒鉄筋コンクリート造、高さ:約100m

4. 環境に及ぼす影響の評価の結論

対象事業の実施に伴う環境に及ぼす影響については、事業の計画内容及び計画地とその周辺地域の概況を考慮の上、環境影響評価項目を選定し、現況調査を実施して予測、評価を行った。

環境に及ぼす影響の評価の結論は、表4-1(1)及び(2)に示すとおりである。

表4-1(1) 環境に及ぼす影響の評価の結論

環境影響評価項目	評価の結論
1 大気汚染	<p>◎工事の施工中 建設機械排出ガスによる影響を付加した浮遊粒子状物質及び二酸化窒素の予測濃度は、敷地境界でそれぞれ $0.110\text{mg}/\text{m}^3$、$0.069\text{ppm}$ であり、評価の指標とした環境基準値を上回るが、建設機械の稼働台数がピークとなる期間は限られ、予測濃度に占める影響濃度の割合は 6.2% 以下、19.2% 以下である。 工事用車両の走行に伴う自動車排出ガスによる影響を付加した浮遊粒子状物質及び二酸化窒素の予測濃度は、道路端でそれぞれ $0.114\sim0.150\text{mg}/\text{m}^3$、$0.067\sim0.083\text{ppm}$ であり、評価の指標とした環境基準値を上回るが、予測濃度に占める影響濃度の割合は 0.2% 以下、0.6% 以下である。</p> <p>◎工事の完了後 施設の稼働時の煙突排出ガスによる影響を付加した二酸化いおう、二酸化窒素、ダイオキシン類、塩化水素及び水銀の予測濃度は、評価の指標とした環境基準値等を下回る。また、浮遊粒子状物質の予測濃度は、$0.104\text{mg}/\text{m}^3$ であり、評価の指標とした環境基準値を上回るが、予測濃度に占める影響濃度の割合は 0.1% 以下である。 清掃車両の走行に伴う自動車排出ガスによる影響を付加した浮遊粒子状物質及び二酸化窒素の予測濃度は、道路端でそれぞれ $0.114\sim0.150\text{mg}/\text{m}^3$、$0.067\sim0.083\text{ppm}$ であり、評価の指標とした環境基準値を上回るが、予測濃度に占める影響濃度の割合は 0.4% 以下、1.3% 以下である。 なお、建替えにより、煙突排出ガス中の汚染物質の排出量が削減されることや、低公害車の導入を図っていくことから、大気環境への負荷は現況より低減が図れるものと考える。</p>
2 悪臭	<p>◎工事の完了後 敷地境界での臭気濃度及び悪臭物質濃度は、評価の指標とした悪臭防止法及び東京都公害防止条例の規制基準値を下回る。</p>
3 騒音	<p>◎工事の施工中 建設作業騒音レベルは、敷地境界で最大 79dB(A) であり、評価の指標とした東京都公害防止条例に定める指定建設作業に係る勧告基準値を下回る。 工事用車両の走行に伴う道路交通騒音レベルは、道路端で $70\sim72\text{dB(A)}$ であり、評価の指標とした環境基準値を上回るが、増加する騒音レベルは、道路端で 1dB(A) 未満である。</p> <p>◎工事の完了後 施設の稼働時の工場騒音レベルは、敷地境界で昼間（8時～17時）45dB(A)、夜間（17時～8時）45dB(A) であり、評価の指標とした東京都公害防止条例に定める工場に係る騒音の規制基準値を下回る。 清掃車両の走行に伴う道路交通騒音レベルは、道路端で $70\sim72\text{dB(A)}$ であり、評価の指標とした環境基準値を上回るが、増加する騒音レベルは道路端で 1dB(A) 未満である。</p>

表 4-1(2) 環境に及ぼす影響の評価の結論

環境影響評価項目	評価の結論
4 振動	<p>◎工事の施行中 建設作業振動レベルは、敷地境界で最大 68dB であり、評価の指標とした東京都公害防止条例に定める指定建設作業に係る勧告基準値を下回る。 工事用車両の走行に伴う道路交通振動レベルは、道路端で 46~57dB であり、評価の指標とした東京都公害防止条例に定める工場に係る振動の規制基準値を下回る。</p> <p>◎工事の完了後 施設の稼働時の工場振動レベルは、敷地境界で 43dB であり、評価の指標とした東京都公害防止条例に定める工場に係る振動の規制基準値を下回る。 清掃車両の走行に伴う道路交通振動レベルは、道路端で 46~58dB であり、評価の指標とした東京都公害防止条例に定める工場に係る振動の規制基準値を下回る。</p>
5 地形・地質	<p>◎工事の施行中 掘削工事に当たっては、止水性に優れ剛性の高い山留め壁と適切な支保工により、山留め壁の変位は軽微に留まり、地盤の変形はほとんど生じない。従って、計画地周辺地域の土地の安定性は確保され、周辺地盤へ影響を及ぼすことはないと考える。</p>
6 日照阻害	<p>◎工事の完了後 計画地の周辺は日影規制対象区域であるが、計画建築物等による冬至日の日影は、評価の指標とした「建築基準法」及び「東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例」に定める日影規制値を下回る。なお、新たに東側に 2 時間以上の日影が生じるがほとんどが道路上であり、それ以外は現況と同程度である。</p>
7 電波障害	<p>◎工事の完了後 計画建築物等により、一部地域にテレビ電波のしゃへい障害及び反射障害が発生するが、受信アンテナの改善、共同受信施設の設置等の対策を講じることから、受信障害は解消できる。 なお、本事業の実施により、工事中を含め新たに電波障害が発生した場合並びに電波障害が発生すると予測した地域以外についても、本事業による障害が明らかになった場合には同様の対策を実施する。</p>
8 景観	<p>◎工事の完了後 本事業は既存清掃工場の建替えであり、煙突は既存のものを使用し、建物の高さは既存と同程度であることから、地域景観の特性に大きな変化は及ぼさない。 また、工場棟の屋上や壁面の一部を緑化するとともに、色彩や形状を工夫し、既存緑地は極力保全することから、地域と調和した景観が創出できるものと考える。</p>
9 廃棄物	<p>◎工事の施行中 工事の施行中に発生する産業廃棄物及び建設発生土は、計画段階から発生抑制し、現場での徹底した分別により再利用、再資源化等を図る。また、埋立処分する廃棄物については、法令等に基づき適正に処理する。</p> <p>◎工事の完了後 ガス化溶融施設でごみを燃焼溶融処理し、灰溶融施設で灰を溶融処理することで最終処分量の削減を図り、発生したスラグは新海面処分場整備の集水槽等に有効利用されるとともに、建設資材への利用を検討していく。また、鉄等は回収し有価物として再資源化する。 本事業では、廃棄物の減量化、無害化、再資源化等を推進し、廃棄物の排出の抑制と適正な処理に努めていく。</p>
10 温室効果ガス	<p>◎工事の完了後 本事業では、エネルギーの有効利用として、ごみ発電及び場外公共施設への熱供給を実施するとともに、太陽光発電を行い、新エネルギー等を積極的に活用していく。また、屋上や壁面の緑化を行うことにより建物の断熱を図る。</p>



図5.2-1 対象事業の位置

凡 例



：計画地

— — — : 都県界



1:25,000

0 500 1,000m



写真5.2-1 対象事業の位置

凡 例



：計画地

(資料：NTT-ME空中写真 撮影年月 平成11年)



1:100,000

0 2 4km